資料２－１

# 不適正除染に関する通報等（平成２５年１１月１５日現在）

（平成 25 年 7 月 9 日～平成 25 年 11 月 15 日分）

**〇合計　　９件　　←現在入手している情報からは、新たな不適正除染とはいえない。**
**※第 2 回委員会報告で処理中の 1 件を含む。**

**累計　　３５件**

**〇通報の概要と対応**

**＜直轄関連＞**

| 日付 | 場所 | 通報の概要 | 対応 |
|---|---|---|---|
| 8/27 | 川内村 | モニタリングに従事しているが、一部の住宅では除染後も線量が高い箇所があったが、そのままにしている。 | ご指摘のあった線量が高い地点について、あらためて福島環境再生事務所内で事実関係を確認。通報日時点で、当該箇所について、既に確認し必要な作業を実施し線量低下済みであることを確認。 |
| 10/23 | 葛尾村<br>楢葉町 | 道路を高圧水洗浄する際に、飛散防止策をとっていない。また、除染で出た水を側溝に流した後に回収していなかった。 | 通報内容からは作業現場の特定が困難であったが、葛尾村及び楢葉町の道路除染においては、排水回収型の高圧水洗浄を実施しており、排水は側溝に流すことなく洗浄後に吸引され、その場で回収されるため、通報のような除染方法による除染は行っていない。<br>関連する日報上の作業内容、写真等からも、排水回収型高圧洗浄の実施が確認され、飛散防止策を取っていない事実や水を側溝に流しているような事実は確認されなかった。 |

＜非直轄関連＞

| 日付 | 場所 | 通報の概要 | 対応 |
|---|---|---|---|
| 7/10 | 福島市 | 住宅の屋根の除染を高圧洗浄機で行う際、飛散防止のシートをしていなかった。(特定の住宅ではなく、飯野町西町町内や経檀地区の全体) | 自治体に連絡済み<br>(参考 )自治体からは、以下の連絡あり<br>○業務発注仕様書では、「隣接地に洗浄水等が飛散しないように注意すること及び飛散防止のため、必要に応じてシートで覆うなどの養生を施すこと。」と規定しており、シートによる養生を全ての住宅で行うこととはしていない<br>○当該現地は、適切に対応されていることを確認済み。 |
| 7/12 | 福島市 | 高圧洗浄機の積んである車の回収水をタンクから道路の側溝に流していた。<br>※見ただけなので、流していた水が汚染水であるとは言い切れない。 | 自治体に連絡済み<br>(参考 )自治体からは、以下の連絡あり<br>○タンクに回収水した水を、そのまま道路の側溝に流していたという事実は確認されていない。<br>○当該地区では回収型高圧水洗浄を実施しており、排水処理に関しては、ガイドラインに沿って実施している。 |

| 日付 | 場所 | 通報の概要 | 対応 |
|---|---|---|---|
| 7/12 | 福島市 | 小学校横の道路を歩いていた子どもに、小学校プール脇建物除染の洗浄水が飛散し、かかった。その付近の道路にも飛散しており、飛散防止が行われていない。 | 自治体に連絡済み<br>(参考 )自治体からは、以下の連絡あり<br>○小学校の横の道路を歩いていた子供に、小学校のプール脇の建物の除染の洗浄水が飛散し、かかったという事実は確認されていない。<br>○業務発注仕様書では、「隣接地に洗浄水等が飛散しないように注意すること及び飛散防止のために、必要に応じてシートで覆うなどの養生を施すこと。」と規定しており、業者へもそのように指導している。<br>○今後、一層注意を払って施工するよう定例会議の場で指導を徹底した。 |
| 7/19 | 相馬市 | 住宅除染を行った際に出た、庭木・草・ゴミ等の除染廃棄物を、大型土のう袋に入れ、現場保管しているが、シート等も被しておらず放置されているため、大型土のう袋が劣化し、中身が露出している物がある。 | 自治体に連絡済み<br>(参考)自治体からは、以下の連絡有り<br>○当該地区における可燃性廃棄物は、焼却による減容化を前提として進めてきたが、関係者との調整が付かず、未実施。<br>○このため、除染で発生した枝葉や落葉を大型土のう袋に入れ、所有者の了解のもとに、シート等の被覆を行わず現場保管していること及び一部に劣化している袋があることは事実。<br>○なお、耐候性土のうへの詰替作業について、既に 6 月 28 日に発注を済ませており、地区住民へも区長を通じて周知済み。 |

| 日付 | 場所 | 通報の概要 | 対応 |
|---|---|---|---|
| 7/19 | 相馬市 | 家屋：表土入れ替えをしていない。除染前除染後の数字を教えない。屋根瓦などの除染水を垂れ流していた。仮置き場にいまだに搬入していない。道路の脇は除染したところとしないところがある。他にも垂れ流しの場所がある。<br>田：天地替えなどせずにゼオライトをまいただけ、施工前と施工後の線量のデータが無い。堀や畔の除染の計画があいまいなまま、除染は終了している。 | 自治体に連絡済み<br>(参考)自治体からは、以下の連絡有り<br>○竣工図書及び受注業者等の確認を行ったが、表土の入替を行わなかった事例は確認できなかった。<br>○除染前後の数値については、業務終了後市より通知することとしている。<br>○汚染水については、堅樋にホースを差込み回収し、処理を行って放流している。<br>○除去土壌については、全て仮置場に搬入していることを確認済み。枝葉等の可燃物については、可燃物専用の仮置場を設置するまでの間、地権者の了解を得て、現場に仮置きの状態。<br>○道路の除染は、雪の影響で一部未実施のところが存在するが、今年度に除染を実施する予定。<br>○田の除染は、深耕後ゼオライト等を散布することとしており、ゼオライトをまいただけの事実は確認できなかった。なお、当該地区は、除染作業を実施中である。 |

| 日付 | 場所 | 通報の概要 | 対応 |
|---|---|---|---|
| 9/26 | 福島市 | 住宅の屋根の除染作業で、高圧水洗浄を行った際に発生する排水を、回収しないでそのまま側溝に流していた。カーポートの屋根の除染作業では、モップで一拭きしかせずに、終わった。 | 自治体に連絡済み<br>(参考 )自治体からは、以下の連絡あり<br>○９月２４日から２６日にかけて除染を行った住宅では、洗浄水はガイドラインに沿って適切に処理されている。<br>○カーポートの屋根については、適切に作業がなされている。<br>○なお、他の箇所と同様に線量を測定しながら作業を行っており、線量測定の結果、線量が低い箇所の除染が高い他の箇所よりも作業時間が短くなることがある。 |

**＜内閣府モデル事業関連＞**

| 日付 | 場所 | 通報の概要 | 対応 |
|---|---|---|---|
| 7/1 | 南相馬市 | JAEA モデル事業において、①処理排水が農業用水路に放流されていた、②処理排水に係る管理値が緩く設定され、一部の処理排水は管理値を超過していた | 資料 2-2 の通り、平成 25 年８月１日に環境省の見解を公表済み。 |